

### 3. 児童育成事業推進等対策事業について

本事業は、児童の健全育成を図るための先駆的な事業、全国的なモデルとなる事業を対象として、事業費の10/10を補助するものであり、平成21年度の協議については「平成21年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について（児童育成事業推進等対策事業）」（雇児育発第0209001号平成21年2月9日育成環境課長通知）により、3月13日までに協議書の提出をお願いしているところである。

特に、本年度においては、市町村における事業の実施率の低下に鑑み、市町村の取組を優先して採択することとしている。（関連資料5（280頁））

については、20年度に本事業を活用して実施した取組を事例集としてとりまとめ、厚生労働省ホームページに掲載することとしているので、ホームページの事例を参考にするなど、市町村への周知を積極的に行い、市町村からの協議の増が図られるようお願いしたい。

また、事例集により、自治体における取組が促進されるとともに、他の自治体の取組を参考としてその地域の状況に応じた形で実施し、またそれをさらに他の自治体が形を変え実施するといったように連鎖する効果を期待している。

都道府県におかれても、協議通知や事例集を踏まえ、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村への周知徹底や事業調整を図っていただくようお願いする。

### 4. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供することは、これから親となる中・高校生にとって、子どもや家庭の大切さを考える契機となるとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、育児不安を原因とする虐待の予防にも資することが期待されることから、「子ども・子育てプラン」においても、平成21年度までにすべての児童館等において実施することとされているところである。

厚生労働省では、これまでも、

- ① 児童ふれあい交流促進事業：市町村が児童館等を活用して、こうした取組を実施する際の経費の補助
- ② 児童ふれあい交流支援事業：市町村における取組を支援するため、都道府県レベルでの協議会の設置や研修会の実施のための経費の補助